

平泉町定員適正化計画

(令和8年度 ~ 令和12年度)

令和8年3月

平 泉 町

目 次

1	計画策定の趣旨	- 2 -
2	職員数の推移とこれまでの定員管理の取組	- 2 -
3	職員数の現状	- 3 -
	(1) 類似団体との比較	
	(2) 年齢階層別職員数	
	(3) 職種別職員数	
4	定員適正化計画	- 6 -
	(1) 計画期間	
	(2) 対象部門	
	(3) 目標職員数	
	(4) 目標設定の考え方	
5	定員適正化に向けた取組	- 6 -
	(1) 組織機構の見直し	
	(2) 事務事業の見直し	
	(3) 民間委託等の推進	
	(4) 職員の適正な配置	
	(5) 職員の能力向上	
	(6) 再任用職員の活用	
	(7) 会計年度任用職員の活用	

1 計画策定の趣旨

本町では、令和3年3月に「平泉町第5次行政改革プラン」（令和3～7年度）を策定し、財源確保対策や事務事業の見直しにより、効率的な行政運営の推進を行ってきました。また、同年2月に「平泉町定員適正化計画」を策定し、持続可能な財政運営と安定的な行政サービスを提供するため中長期的な視点で定員管理に努めてきました。

しかしながら、本町においても、少子高齢化や人口減少の影響に伴い、町税などの自主財源や地方交付税の減少が見込まれるなか、物価高騰などによる行政経費の増加により財政状況が一層厳しさを増しています。引き続き町では一層の努力のもと行財政改革を推進し、限られた人材と財源の効率的・効果的な活用により、多様化する行政課題に対応していく必要があります。

このようなことから、令和8年策定の「平泉町第6次行政改革大綱」及び「平泉町第6次行政改革プラン」に基づき、また、定年延長制度による職員体制の変化を踏まえて平泉町定員適正化計画（令和8年度～令和12年度）を定め、行政サービスのさらなる向上と効率的な行政運営を図るための適正な定員管理を行うものです。

2 職員数の推移とこれまでの定員管理の取組

本町では、これまで歯科診療所の民営化や事務事業の見直し、組織の機構改革等を進めることにより、事務の効率化や合理化を図り、また、再任用職員を活用し定員管理の適正化に取り組んできました。

令和7年4月1日の職員数は、令和3年に策定した定員適正化計画と比較すると114人であり、数値目標どおりとなっています。

◆過去の職員数の推移(各年度4月1日現在)

【単位:人】

区 分		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般行政部門		80	79	82	86	84	85	84	87	88	86
教育部門		22	22	22	22	20	21	20	19	18	19
普通会計	(A)	102	101	104	108	104	106	104	106	106	105
水道(上水、簡水)		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
下水道(公共、農排)		1	2	2	2	2	2	1	1	1	1
その他(国保、駐車場)		5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
公営企業等部門	(B)	10	11	11	10	10	10	9	9	9	9
職員数合計	(C) = (A)+(B)	112	112	115	118	114	116	113	115	115	114
定員適正化計画	(D)	114	114	114	114	114	116	114	114	114	114
年度別計画達成状況	(C)-(D)	▲2	▲2	1	4	0	0	▲1	1	1	0

※職員数及び区分は、各年度の地方公共団体定員管理調査による。

◆過去の採用者数及び退職者数の推移(各年度別)

【単位：人】

区 分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
退 職 者	2	1	3	9	5	10	5	3	3	2
採 用 者	4	2	4	6	5	7	7	7	3	2

3 職員数の現状

(1) 類似団体との比較

職員数の状況を客観的に把握するため、部門別の職員数を人口規模や産業構造の類似した団体の指数（単純値）と比較すると、令和6年度は普通会計部門の職員数で平均値を9人上回っております。一方で、修正値と比較した場合は、平均値を4人下回っており、業務配置がある部門に対し人員が不足していることを表しています。単純値の部門別では福祉、経済及び教育が多く、総務及び土木で少なくなっており、これまでの計画とほぼ同様の傾向となっています。

◆類似団体別職員数との比較（令和6年度地方公共団体定員管理調査から）

【単位：人】

	議会・総務			税務	福祉			経済				土木	一般行政部門計	教育	消防	普通会計部門計	
	議会	総務	合計		民生	衛生	合計	労働	農林	商工	合計						
平 泉 町	2	22	24	6	30	9	39	0	10	3	13	6	88	18	0	106	
類 似 団 体	単純値	2	26	28	6	22	7	29	0	7	4	11	7	81	14	2	97
	修正値	2	27	29	6	27	10	37	0	8	4	12	5	89	21	0	110
差	単純値	0	▲4	▲4	0	8	2	10	0	3	▲1	2	▲1	7	4	▲2	9
	修正値	0	▲5	▲5	0	3	▲1	2	0	2	▲1	1	1	▲1	▲3	0	▲4

※1 類似団体の単純値及び修正値は、「類似団体別職員数の状況（令和6年4月1日現在）」による。

※2 類似団体とは、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）から類似する市区町村をグループに分け、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値により算出し職員数の比較を行うもの。

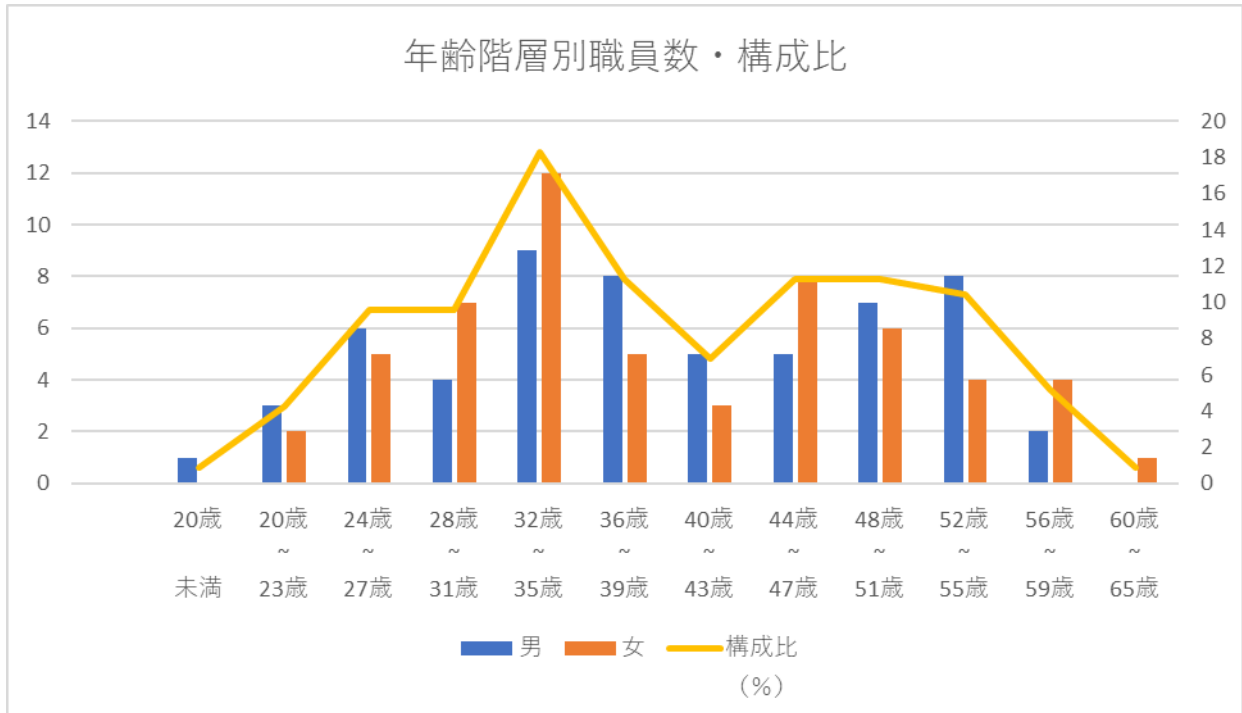
平泉町の類型：「Ⅱ-1」（人口5,000～10,000人、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%未満）、全国74団体

※3 指標には、全団体の平均値である「単純値」と職員を配置している団体のみ平均値である「修正値」がある。「単純値」は大部門（総務、税務など）での大まかな状況を把握する場合に、「修正値」は小部門（管財、戸籍等窓口）で詳細な配置状況を確認する場合に適している。

(2) 年齢階層別職員数

令和6年度は、31歳以下の職員が28人(24.3%)、32歳以上40歳未満の職員が34人(29.6%)、40歳以上52歳未満の職員が34人(29.6%)、52歳以上の職員が19人(16.5%)となっています。構成比率の高い32歳以上35歳未満の層は、退職者数が集中した年度の職員採用による影響となっています。

◆年齢階層別職員数(令和6年4月1日現在)



【単位：人】

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 65歳	計
男	1	3	6	4	9	8	5	5	7	8	2	0	58
女	0	2	5	7	12	5	3	8	6	4	4	1	57
計	1	5	11	11	21	13	8	13	13	12	6	1	115
構成比 (%)	0.9	4.3	9.6	9.6	18.3	11.3	6.9	11.3	11.3	10.4	5.2	0.9	100.0

※職員数は、令和6年度地方公共団体定員管理調査による。

(3) 職種別職員数

一般事務職は77人(67.0%)で、専門職は38人(33.0%)となっています。前回の計画に比べ一般事務職、専門職ともほぼ同じ割合ですが、一般事務職2人増、専門職1人減となっています。

◆職種別職員数(令和6年4月1日現在)

【単位:人】

区分		一般事務職	保健師	管理栄養士	社会福祉士	保育士	幼稚園教諭	土木技師	学芸員	運転手	調理員	合計
職員数 (人)	男	(49) 49	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(2) 2	(0) 0	(5) 4	(3) 1	(2) 2	(0) 0	(62) 58
	女	(26) 28	(4) 6	(0) 1	(0) 1	(13) 12	(3) 2	(1) 2	(1) 1	(0) 0	(4) 4	(52) 57
	計	(75) 77	(4) 6	(1) 1	(0) 1	(15) 14	(3) 2	(6) 6	(4) 2	(2) 2	(4) 4	(114) 115
構成比(%)		(65.8) 67.0	(3.5) 5.2	(0.9) 0.9	(0.0) 0.9	(13.2) 12.2	(2.6) 1.7	(5.3) 5.2	(3.5) 1.7	(1.7) 1.7	(3.5) 3.5	(100.0) 100.0

※職員数は、令和6年度地方公共団体定員管理調査による。

()は、令和2年4月1日現在の職員数・構成比

以上の状況から、本町の職員数は全国の類似団体と比較し、ほぼ適正なレベルで推移しています。

本町では、これまで、集中改革プラン(H18~22年度)に基づき新規採用職員の抑制を行い、その後、定員適正化計画(H23~R6年度)では退職者補充を行い、計画的な職員数の確保に努めてきたところです。

しかし、近年、業務内容の複雑化、高度化に加え、住民ニーズも多様化し、業務量が以前より増加しており、部署によっては、通常業務であっても時間外勤務が常態化してきています。これまで以上に適正な人員配置に努めるとともに、業務の見直し、効率化が求められています。

今後も、持続可能な町政運営を進めていくためには、少子・高齢化の進行等による扶助費の増大、物価高への対応及び感染症対策など、引き続き、厳しい財政状況は続くものと予想されることから、より効率的な行政運営を目指し、適正な職員数の管理と配置を行っていきます。

4 定員適正化計画

(1) 計画期間

「平泉町第6次行政改革大綱」及び「平泉町第6次行政改革プラン」に基づき令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 対象部門

計画の対象は全部門（一般行政部門、教育部門及び公営企業等部門）の常時勤務する一般職員とします。

なお、他団体等派遣職員（ただし、一関地区広域行政組合への派遣は除く）は計画上の職員数に含め、他団体等からの派遣受入職員数は除外することとします。

(3) 目標職員数

令和7年4月1日現在の職員数は114人となっていますが、今後5年間において必要な業務を遂行するため、令和8年度から令和12年度までの職員数を114人とすることを目標とします。

(4) 目標設定の考え方

令和5年度から始まった定年延長制度により、令和5年度から令和13年度までの間は2年ごとに1歳ずつ定年が65歳まで延長され、計画年度の期間においては退職者が発生しない年度が生じます。このことを踏まえ、中長期的な展望により職員採用をしていく必要があります。

新たな行政課題への対応により事務事業の増加が見込まれますが、事業精査や事務の効率化により事務事業量の調整を図り、また、再任用職員及び会計年度任用職員を活用し住民サービスを維持するための人員を確保していきます。

5 定員適正化に向けた取組

定員適正化に向けた具体的方策として、次のような取組を進めることにより、目標達成を目指します。

本計画の推進期間中、社会情勢の変化により発生した行政需要に応じていくため、事務量が増加し職員の増員が必要となることが予測されます。最小の人的資源で住民福祉の増進に向けて最大の行政効果を上げることを目指すため、定員の適正化に向けた具体的方策を着実に実施し、職員の適正管理に取り組みます。

(1) 組織機構の見直し

新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対して、柔軟かつ迅速、的確に対応できるよう、必要に応じて組織機構の見直しを行い、効率的な組織づくりに努めます。

(2) 事務事業の見直し

事務執行の簡素化、集約化及び標準化を図るため事務の総点検に取り組み、一定の成果が得られた事業の廃止や関連性のある事業の統合を推進します。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進として、AIやクラウドサービスなど先進的なICT（情報通信技術）の活用に取り組みます。

(3) 民間委託等の推進

指定管理者制度を含め民間委託等が可能な業務については引き続き検討を行い、行政サービスの維持向上に留意しつつ、業務の合理化を図ります。

(4) 職員の適正な配置

行政サービスの安定的な供給と住民ニーズへの対応に必要な人員の確保を図りながら、常に業務量に見合った適正な職員配置に努めます。

職員の採用においては、退職者の動向や職員の年齢構成等を考慮し、中長期的視点に立った計画的な採用に努めていきます。

(5) 職員の能力向上

平泉町職員人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実、人事評価制度の活用、適材適所の人事配置などを通じて、職員の能力を最大限に引き出せるように努めます。

(6) 再任用職員の活用

再任用職員については、これまでに培った専門的な知識や能力、豊富な経験を十分に発揮できるよう適切に任用を行います。

(7) 会計年度任用職員の活用

会計年度任用職員制度について、正職員や再任用職員などの配置を考慮し、必要とする人員や職務内容、勤務時間等を十分に精査した上で、適切に任用を行います。

◆職員数の推移と計画（各年度4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数 (人)									
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
福祉関係を 除く一般行政	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総 務	24	22	23	22	22	20	20	20	20	20
	税 務	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	労 働	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農 林	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	商 工	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	土 木	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	小 計	51	50	51	49	49	47	47	47	47	47
福祉関係	民 生	25	25	26	30	29	34	34	34	34	34
	衛 生	9	9	10	9	8	8	8	8	8	8
	小 計	34	34	36	39	37	42	42	42	42	42
一般行政 計(A)		85	84	87	88	86	89	89	89	89	89
特別行政	うち教育部門	21	20	19	18	19	16	16	16	16	16
	うち消防部門	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	21	20	19	18	19	16	16	16	16	16
特別行政 計(B)		21	20	19	18	19	16	16	16	16	16
○普通会計計(C) (C) = (A) + (B)		106	104	106	106	105	105	105	105	105	105
公営企業等	水道 (上水・簡水)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	下水道 (公共、農排)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他 (国保、駐車場)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	小 計	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9
○公営企業等計(D)		10	9	9	9	9	9	9	9	9	9
① 合計(E) (E)=(C)+(D)		116	113	115	115	114	114	114	114	114	114
定員適正化計画		116	114	114	114	114	114	114	114	114	114

注：職員数は、地方公共団体定員管理調査における区分による。

R3～R7は実績数、R8～R12は予定者数